平成２２年（フ）第２４９２号
札幌市西区西町南17丁目２番46―202号
債務者　中村　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４９３号
札幌市西区西町南17丁目２番46―202号
債務者　中村　惠子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
北海道留萌市末広町３丁目２番10号
債務者　小野寺史絵
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第１２号
北海道留萌市末広町１丁目２番12号ファーストレジデンス２Ｆ右
債務者　加藤由喜江
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第１３号
北海道留萌市元町４丁目57番地
債務者　鈴木　孝司
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２２年（フ）第７３号
山形県酒田市東泉町２丁目17番地の41コーポ工藤１号、前住所山形県酒田市幸町１丁目９番25号はなぜんアパート
債務者　住石　紀子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２３６号
群馬県高崎市中豊岡町826番地１　市住２号棟231号
債務者　高橋　昭博
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２３７号
群馬県高崎市浜尻町672番地
債務者　中島　寿彰
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２３９号
群馬県高崎市新町2027番地６
債務者　塚越　啓子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５３号
岐阜県多治見市幸町５丁目28番地
債務者　加藤　純子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１２７号
岐阜県多治見市小田町３丁目58番地　コーポイズミＤ
債務者　足立　憲政
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１３０号
岐阜県恵那市大井町1120番地27　ナツキハイツＡ201
債務者　小栗　秀明
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３３３号
静岡県沼津市下香貫山宮前3078番地の23　メゾンホシノ102号、前住所静岡県沼津市大岡2394番地の１　ヴァンスホーム西棟101
債務者　渡邊　一博
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３４号
静岡県沼津市下香貫山宮前3078番地の23　メゾンホシノ102号、前住所静岡県沼津市大岡2394番地の３
債務者　渡邊多喜子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
三重県松阪市射和町512番地１
債務者　坂口　氾子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第８３号
三重県松阪市久保町1846番地59　ロイヤルゆき101号
債務者　三浦　　充
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第５８号
京都府京丹後市網野町浜詰266番地
債務者　中齊　益枝
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
京都地方裁判所宮津支部